

広島市告示第 4 2 2 号
令和 7 年 8 月 2 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条第 2 項及び第 1 1 5 条の 5 第 2 項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第 7 8 条第 2 号及び第 1 1 5 条の 1 0 第 2 号の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社MRM	訪問介護事業所りた	広島市中区白島北町 1 1 番 7-101号	令和7年8月31日	訪問介護
有限会社エムエヌティー	ヘルパーステーション ていーだ	広島市西区南観音六丁目 9 番 1 4 号	令和7年8月31日	訪問介護
日本基準寝具株式会社	エコール在宅介護ステーション 毘沙門台	広島市安佐南区毘沙門台二 丁目 2 4 番 2 3 号	令和7年8月31日	訪問介護
トパーズ株式会社	訪問看護ステーションあづ き	広島市中区東白島町 1 0 番 1 7-201号	令和7年8月31日	訪問看護及び介護予防訪問 看護
医療法人社団いでした内科・ 神経内科クリニック	いでした訪問看護ステーション	広島市安佐北区口田三丁目 3 0 番 1 3 号	令和7年8月31日	訪問看護及び介護予防訪問 看護
社会福祉法人輝き奉仕会	デイサービスセンター輝き	広島市南区北大河町 3 9 番 1 号	令和7年8月31日	通所介護
社会福祉法人共助会	時計台	広島市安芸区中野東六丁目 3 番 8-1号	令和7年8月31日	短期入所生活介護及び介護 予防短期入所生活介護